

2024年4月1日

社員の皆様へ

株式会社アールスタッフ  
代表取締役 大島亮作

2024年6月以降の介護職員等処遇改善加算（新加算）について

1. 処遇改善加算に対する考え方

地域包括ケアシステムの推進へ向けての取り組みに応え、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを申請し、以下の通り支給することとする。

- ① ベースアップ加算及び2024年2月からの補助金を含む昇給、月次の手当てに支給
- ② 適切な稼働・専門性の高い役割に重点支給
- ③ 介護福祉士としての「経験年数」「上位の技能・役割」に支給
- ④ 上記で余る分は一時金として年3回支給（常勤の介護福祉士には重点支給）
- ⑤ 上記に伴う法定福利費として

※①②③については別紙1

2. 対象期間

2024年6月～2025年3月に実施したサービスが対象となる。

3. 対象サービス及び加算率

介護保険 訪問介護	加算Ⅰ	24.5%	加算Ⅱ	22.4%
障害福祉 居宅介護	加算Ⅰ	41.7%	加算Ⅱ	40.2%

4. 一時金について

2024年6月サービス分～2024年7月サービス分までを2024年10月18日に支払う。

2024年8月サービス分～2024年11月サービス分までを2025年2月20日に支払う。

2024年12月サービス分～2025年3月サービス分までを2025年6月20日に支払う。

※定年退職等の場合はその限りではない。

5. 対象者

対象サービスに対象期間中従事し、支給日現在在籍する介護職員。

以上

## 2024年度処遇改善加算（新加算）の運用について

- ・ 処遇改善手当として、正社員は月20,000円、もしくは月40,000円の支給
- ・ 処遇改善手当として、契約社員は時給70円の支給
- ・ 処遇改善手当として、その他職員である事務員に時給40円を支給
- ・ 介護福祉士等の資格手当として
  - 正社員 介護福祉士12,000円 実務者研修5,000円（介護福祉士との併給は無）を支給
  - 契約社員 介護福祉士 80円 実務者研修 40円（介護福祉士との併給は無）を支給
- ・ 身体介護手当として、契約社員に30分当たり50円（身体生活の身体含む）の支給
- ・ 特定事業所加算Ⅰ手当として、契約社員に訪問1回当たり30円を支給
- ・ 特定事業所加算Ⅰ手当として、正社員に月5,000円を支給
- ・ 経験手当として、週20時間以上の労働契約（雇用保険加入以上）の介護福祉士に
  - 実務経験10年以上で20,000円を支給
  - 実務経験5年以上で10,000円を支給
  - 実務経験3年以上で5,000円を支給
- ・ 技能役割手当として、
  - 営業所長に30,000円を支給
  - 所長代理に20,000円を支給
  - サービス提供責任者に10,000円を支給
  - 正社員介護職員に5,000円を支給
- ・ ベースアップ加算及び2024年2月からの補助金を含めた昇給分に支給
  - BU加算は、正社員9,000円、契約社員30時間以上で70円、20時間以上で50円、20時間未満で30円
  - 補助金は、正社員6,000円、契約社員30時間以上で30円、20時間以上で20円、20時間未満で10円
- ・ 一時金を年3回支給（常勤の介護福祉士に重点支給）
- ・ 上記に伴う法定福利費として

以上